

児童生徒・保護者向け FAQ も参照の上、各学校で適切な対応をお願いします。

令和 5 年 8 月
徳島県教育委員会

生成 A I 利用に関する FAQ（教職員向け）【初版】

Q 1 全般的な留意事項は何か。

- 授業などの教育活動における留意事項については、国のガイドライン「各学校で生成 A I を利用する際のチェックリスト」を参考にしてください。

各学校で生成 A I を利用する際のチェックリスト

- ☐ 生成 A I の利用規約を遵守しているか（年齢制限、保護者同意を遵守しているか）
- ☐ 事前に、生成 A I の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか
- ☐ 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 生成 A I に全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか
- ☐ A I を利用した成果物については、A I を利用した旨や A I からの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、A I による生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成 A I の不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか
- ☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 A I ツールを選択しているか

出典：『初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について」（令和 5 年 7 月 4 日、文部科学省）

Q2 生成AIを活用する上で、想定される活用例と適切でないと考えられる例にはどのようなものがあるか。

- 年齢制限・保護者同意等の利用規約の遵守を前提に、子供の発達の段階や実態を踏まえ、生成AIの利用が、教育活動や学習評価の目的を達成する上で、効果的か否かを判断する必要があります。
- 特に小学校段階の児童に利用させることには慎重な対応を取る必要があります。
- 国のガイドラインでは、次のとおり例示されています。

活用が考えられる例

- ① 情報モラル教育の一環として、教師が生成AIが生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせること
- ② 生成AIをめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させること
- ③ グループの考えをまとめたり、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させること
- ④ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用させること、外国人児童生徒等の日本語学習のために活用させること
- ⑤ 生成AIの活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成AIに修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させること
- ⑥ 発展的な学習として、生成AIを用いた高度なプログラミングを行わせること
- ⑦ 生成AIを活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと

適切でないと考えられる例

- ① 生成ＡＩ自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階において、自由に使うこと
- ② 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成ＡＩによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
- ③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使うこと
- ④ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使うこと
- ⑤ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成ＡＩから生徒に対し回答させること
- ⑥ 定期考査や小テストなどで子供達に使うこと（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。ＣＢＴで行う場合も、フィルタリング等により、生成ＡＩが使用しうる状態とならないよう十分注意すべき）
- ⑦ 児童生徒の学習評価を、教師がＡＩからの出力のみをもって行うこと
- ⑧ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成ＡＩに相談させること

出典：『『初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について』（令和５年７月４日、文部科学省）

Q 3 小学生は ChatGPT の利用対象外であるが、小学校において教員がどのように活用することが考えられるか。

- 教員の授業などにおける活用方法としては、例えば、
 - ・情報モラル教育の一環として、教員が生成 A I との対話内容を提示し、生成 A I の仕組みや限界、また回答には誤りが含まれる場合があることを児童に気付かせるために、教材として使用する
 - ・グループの考えをまとめたり、アイデアを出したりする活動の途中段階で、児童生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で、教員が活用する
 などの活用方法が考えられます。
- 他の生成 A I についても、利用規約を確認した上で、教育活動の目的が達成されるか、児童生徒の発達段階に応じた検討が必要です。

(参考) 生成 A I サービスの利用規約

- ・ ChatGPT (OpenAI 社) 13 歳以上 (18 歳未満は保護者同意が必要)
- ・ Bing Chat (Microsoft 社) 成年 (未成年は保護者同意が必要)
- ・ Bard (Google 社) 18 歳以上

Q 4 児童生徒の生成 A I の利用に当たっては、児童生徒本人（サービスによっては保護者）の利用規約への同意が必要であるが、同意が得られなかった児童生徒についてはどのように対応すればよいか。

- 同意を得られない児童生徒がいる場合、一斉学習やグループ学習の中で利用するなど、授業方法の工夫などの対応が考えられます。
- 他の児童生徒のアカウントを借りたり、教職員のアカウントを一時的に使わせたりすることは、一般的に利用規約違反となります。アカウントの取扱いに関する条件はサービスごとに異なっており、常に最新の利用規約を確認することが必要です。

Q 5 児童生徒の家庭学習（宿題）等への対応はどのようにすればよいか。

- Q 6 の国のガイドライン「長期休業中の課題等について（文章作成に関するもの）」を参考に、児童生徒への家庭学習等についても対応してください。

Q 6 長期休業中の課題等への対応はどのようにすればよいか。

○ 国のガイドラインでは、次のとおり例示されています。

長期休業中の課題等について（文章作成に関わるもの）

□ 従前から行われてきたような形で、読書感想文や日記、レポート等を課題として課す場合、外部のコンクールへの応募などを推奨したり、課題として課したりする場合には、次のような留意事項が考えられる。

- ① A I の利用を想定していないコンクールの作品やレポートなどについて、生成 A I による生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないこと等について十分に指導する（保護者に対しても、生成 A I の不適切な使用が行われないう周知し理解を得ることが必要）。
- ② その上で、単にレポートなどの課題を出すのではなく、例えば、自分自身の経験を踏まえた記述になっているか、レポートの前提となる学習活動を踏まえた記述となっているか、事実関係に誤りがないか等、レポートなどを評価する際の視点を予め設定することも考えられる。
- ③ 仮に提出された課題をその後の学習評価に反映させる場合は、例えば、クラス全体又はグループ単位等での口頭発表の機会を設けるなど、まとめた内容が十分理解され、自分のものになっているか等を確認する活動を設定する等の工夫も考えられる。

① 課題研究等の過程で、自らが作成したレポートの素案に足りない観点などを補充するために生成 A I を活用させることも考えられる。その際、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を求めるとともに、最終的な成果物については、A I とのやりとりの過程を参考資料として添付させることや、引用・参考文献などを明示させることも一案である。

② 自らの作った文章を基に生成 A I に修正させたものを「たたき台」として、何度も自分で推敲し、より良い自分らしい文章として整えた過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させることも考えられる。

※ A I を用いた際には、生成 A I ツールの名称、入力した指示文（プロンプト）や応答、日付などを明記させることが考えられる。

出典：『『初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について』（令和 5 年 7 月 4 日、文部科学省）

Q 7 生成 A I の校務への利用上の留意点は何か。

- 生成 A I の校務への活用については、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用することが考えられます。
- 校務への活用例としては、国のガイドラインにおいて、
 - ・授業準備への活用（教材や練習問題・テスト問題のたたき台の作成、模擬授業の練習相手）
 - ・学校行事・部活動への活用（行事の内容や日程などの定型的文書のたたき台の作成）
 - ・学校運営への活用（教員研修資料・広報用資料・挨拶文等のたたき台の作成）
 - ・外部対応への活用（保護者向け文書や翻訳のたたき台の作成）
 などが例示されています。
- いずれの場合も、生成 A I は「たたき台」としての利用であり、最後は教職員自らがチェックし、推敲・完成させる必要があります。
- なお、個人情報保護法との関係では、
 - ・教職員が授業や校務とは無関係に、利用目的の必要最小限の範囲を超えて、学校の保有する個人情報を生成 A I に入力する
 - ・教職員が学校の保有する個人情報を生成 A I に入力し、これらの個人情報が生成 A I の機械学習のために利用される
 といったケースは同法違反となり得るため、十分な留意が必要です。

Q 8 教職員が生成 A I を利用するために必要なことは何か。

- 教職員の利用に当たっては、
 - ・生成 A I の仕組みや利便性、リスク等について十分に理解する
 - ・利用目的、利用内容を明確にする
 - ・個人情報、プライバシーにつながる情報や業務上知り得た秘密等の入力をしないよう留意する
 - ・指示文（プロンプト）が生成 A I の機械学習に利用されないよう設定する
 等の一定の制限を設けることが考えられます。

Q 9 国のガイドラインや、A I と著作権、情報モラルについて知りたい。

- 「『初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について（通知）」（令和 5 年 7 月 4 日 文部科学省初等中等教育局）
https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_shuukyo02-000003278_003.pdf

※ 国のガイドラインは、国際的なルールづくりの進展、科学的知見の蓄積、サービス内容や利用規約の変更、学校現場の優れた事例、関係者からのフィードバックを踏まえて、機動的に改訂を行うとされています。

※ 文部科学省「G I G A スクール構想の実現について」のサイトには、ガイドラインを含む、関連情報が掲載されています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index00001.htm

- 現時点での A I と著作権の考え方については、文化庁「令和 5 年度著作権セミナー～A I と著作権～」に資料が掲載されています。
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/93903601.html>

- 「徳島県情報モラル教育サポートサイト」において、著作権や個人情報保護に関するデジタルコンテンツや、著作権に関するリンク集を掲載しています。
<https://j-moral.tokushima-ec.ed.jp/>